

保護者 各位

南城市立船越小学校
校長 瀬底 正栄
(公印省略)

【重要／要確認】学習者用端末（GIGA端末）の入替と同意書の継続効力について

平素より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。このたび、児童が使用する学習者用端末（一人一台端末）を新しい機種へ入れ替えます。端末の取り扱いについて重要な事項をお知らせしますので、必ずお読みください。

(下記の各項目の詳細は、「南城市学習者用端末等使用規程」に定めています。)

1 提出済みの同意書は、入替後の端末にもそのまま適用されます【重要】

- ・ご提出済みの「学習者用端末使用同意書」は、新しい端末にも引き続き有効です。規程第8条により、今年度船越小学校に在籍している間、同意書は自動的に更新され、「使用に係る留意事項」もこれまでどおり適用されます。今回の入替での再提出は不要ですが、この機会に留意事項を再度ご確認ください。

2 特に守っていただきたいこと（規程第11条）【厳守】

- (1) 端末を他人に使用させ、又は転貸しない
- (2) 売却・廃棄・故意の破損をしない
- (3) 学習以外に使用しない
- (4) 他者に被害や悪影響を与えない
 - ・端末は「だれが・何に・どのくらい」使ったか確認できます（通信量・アクセス履歴等）。生徒指導上の事案発生時は、調査のため連絡することがあります。
 - ・設定（不適切サイトへのアクセス制限）やパスワードは容易に変更できません。勝手に変更するとログインできなくなることがあります。教育委員会・学校長の指示に従ってください。
 - ・生活リズムを極端に崩すような使用はさせないでください。

3 故障・破損・紛失・盗難のときは直ちに学校へ（規程第13条）【厳守】

- ・勝手に修理せず、在籍校に直ちに連絡し、「端末亡失・損傷届（様式第3号）」を提出。
- ・盗難時は警察に届け出て証明書（写し等）を添付。
- ・故意又は重大な過失による場合は、原状回復に要する費用をご負担いただきます。

4 端末の返却について（規程第16条）【要確認】

- ・学校長から端末の返却を求められた場合は、学校長が定める日までに返却してください。
- ・転出や卒業などで在籍期間が終了するとき、また端末の入替で旧端末を回収するときは、学校長の指示に従い、遅滞なく端末を返却してください。
- ・定められた期日までに返却せず、学校長からの督促にも応じない場合は、保護者が端末の価額を弁償する責任を負うことになります。

5 家庭での費用のご負担について（規程第9条・第12条）

- ・端末の使用料は無償です。ただし、ご家庭での使用に伴う通信や充電に関する費用は、各家庭のご負担となります。
- ・ご家庭への持ち帰りの際、学校から充電器は貸与しませんので、ご家庭でお持ちのスマートフォン等のUSB Type-Cケーブル及び充電器等を利用して充電してください。

新しい端末になっても、ルールと責任はこれまでと変わりません。ご家庭のご理解とご協力を強くお願いいたします。なお、使用規程及び同意書を見直す場合は、改めて周知し同意書の再提出をお願いすることがありますのでご了承ください。